| | |
|---|---|
| 2　電気通信設備の概要<br>［(1)～(3)　略］<br>［注１～５　略］<br>６　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。<br>［７・８　略］<br>［(4)　略］<br>［注　略］<br>**様式第38の９**（第40条の10第１項第２号関係）<br>電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）　兼　電気通信事業一部認定申請書<br>［略］<br>［１　略］<br>２　電気通信設備の概要<br>［(1)～(3)　略］<br>［注１～５　略］<br>６　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九―四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。<br>［７・８　略］<br>［(4)　略］<br>［注　略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | 2　電気通信設備の概要<br>［(1)～(3)　同左］<br>［注１～５　同左］<br>６　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九―四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。<br>［７・８　同左］<br>［(4)　同左］<br>［注　同左］<br>**様式第38の９**（第40条の10第１項第２号関係）<br>電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）　兼　電気通信事業一部認定申請書<br>［同左］<br>［１　同左］<br>２　電気通信設備の概要<br>［(1)～(3)　同左］<br>［注１～５　同左］<br>６　伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九―四世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。<br>［７・８　同左］<br>［(4)　同左］<br>［注　同左］ |

**第二条**　電気通信主任技術者規則の一部改正）

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （電気通信主任技術者の選任を要しない場合）<br>**第三条の二**　［略］<br>［２～４　略］<br>５　第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。<br>一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十五号に規定する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス又は同項第十七号に規定するアンライセンスＬＰＷＡサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合<br>［イ・ロ　略］<br>［ニ　略］<br>［６・７　略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （電気通信主任技術者の選任を要しない場合）<br>**第三条の二**　［同上］<br>［２～４　同上］<br>５　［同上］<br>一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス又は同項第十七号に規定するＬＰＷＡサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合<br>［イ・ロ　同上］<br>［ニ　同上］<br>［６・７　同上］ |